

令和5年 第3回大崎市教育委員会定例会会議録

1 招集期日	令和5年3月16日(木)	開会 午後3時48分	閉会 午後5時9分	
2 招集場所	大崎市図書館 研修室1			
3 出席委員等	教 育 長	熊 野 充 利	教 育 長 代 理 者	青 沼 陽 一
	委 員	若 見 朝 子	委 員	佐 藤 寛
	委 員	堀 智 恵 子	委 員	早 坂 正 年
4 欠席委員	—			
5 傍聴者	—			
6 事務局職員出席者	教 育 部 長	宮 川 亨	教 育 部 参 事	田 中 政 弘
	教 育 総 務 課 長	小 野 寺 晴 紀	学 校 教 育 課 長	大 場 宏 昭
	生 涯 学 習 課 長	古 内 康 悦	文 化 財 課 長	横 山 一 也
	地 域 交 流 セ ン タ ー 長 兼 古 川 支 局 長 兼 市 民 会 館 長	中 川 早 苗	図 書 館 長	高 橋 誠 明
	学 校 教 育 課 副 参 事	畑 中 智		
7 書記	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	久 本 裕	—	—
8 議 事	議案第9号	大崎市教育委員会個人情報保護に関する法律施行規則		
	議案第10号	大崎市学校給食センター条例施行規則及び大崎市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則		
	議案第11号	大崎市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則		
	議案第12号	教育機関の長に対する事務委任規程等の一部を改正する訓令		
	議案第13号	大崎市教育委員会ハラスメントの防止等に関する要綱等の一部を改正する告示		
	議案第14号	大崎市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則		
	議案第15号	大崎市立学校等における災害共済給付の共済掛金に関する規則		
	議案第16号	学校部活動地域移行推進室設置規程		
	議案第17号	大崎市文化財保護補助金交付要綱の一部を改正する告示		
	議案第18号	大崎市社会教育バスの利用に関する規則の一部を改正する規則		
	議案第19号	大崎市スポーツ推進委員の委嘱について		
	議案第20号	「金津流松山獅子躍」の大崎市指定無形民俗文化財の指定について		
	議案第21号	人事案件について		
	報告事項	第3回いじめに関するアンケート調査について		
報告事項	標準学力調査の結果について			

<p>教育長</p>	<p>ただいまから、令和5年第3回大崎市教育委員会定例会を開催いたします。 出席委員定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。これより会議を開きます。</p>
<p>教育長</p>	<p>はじめに、令和5年第2回定例会の会議録の承認を求めます。 内容について、ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議ないものと認め、会議録を承認いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。 若見委員、お願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>本日の教育委員会定例会への傍聴者については、おられないことを報告いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>続いて、私から教育長報告をさせていただきます。 教育長報告を申し上げます。 はじめに3月1日に大崎市民会館で開催いたしました「令和4年度大崎市教育委員会表彰式」について、ご報告いたします。 この表彰式では、スポーツ及び芸術文化等の面において、めざましい成績を収めた市内小・中学生の個人や団体、さらには、教育設備の拡充等に対し、多大なる寄附をいただきました個人や団体351名に対し、表彰状及び感謝状を授与いたしました。教育委員の皆さまにも、御多忙にもかかわらず、ご出席いただきましたことに、この場をお借りしまして、あらためて感謝申し上げます。 次に、3月6日に公立高校の入学試験が行われました。本年はコロナ感染症の影響もほとんどなく、無事終了されたことにほっとしているところです。 また、教育委員みなさまにも出席いただきました中学校の卒業式も無事挙行できました。幼稚園の修了式については11日から本日までに無事に挙行されております。明日の小学校の卒業式につきましても、ケース別に感染対策をしっかりと取った上で挙行する予定としております。 次に、県主催Webなわとびでの活躍について申し上げます。古川第五小学校の6年生が1位から4位までを独占し、5年生が1位、2位になりました。また、古川第四小学校の2年生が4位となるなど健闘し、大崎市の児童が素晴らしい記録を残し、大変うれしく思っているところであります。 次に、学校教育環境整備についてご報告いたします。 古川西部地区の学校統合の状況ですが、9回にわたる準備委員会を終え、コロナ禍の中にありながら、さまざまな意見をいただく中で、本年4月1日の古川西小中学校開校に向け準備を進めてまいりました。</p>

各学校の閉校式については、2月25日に志田小学校と古川西中学校、3月12日には東大崎小学校で挙行され、3月18日には高倉小学校と西古川小学校で予定されております。

次に、休日の部活動地域移行についてご報告いたします。

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁より「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示され、令和5年度から令和7年度までの期間を休日の部活動地域移行に向けた改革推進期間とし、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとされました。

国の方針を受け、2月22日に体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、部活動指導員及び外部指導者を対象に「休日の部活動地域移行に向けての説明会」を開催し、本市の今後の対応やスケジュール、県中体連への登録・大会参加などについて確認いたしました。

当日は、部活動外部指導者、スポーツ少年団の指導者や保護者などから多くの参加をいただき、地域移行の実現に向け活発な意見交換も行われました。

令和5年度からは生涯学習課内に学校部活動地域移行推進室を設け、関係する皆様のご意見を伺いながら課題や現状を整理するとともに、部活動地域移行に向けた協議会を設置し、方向性や解決策など、協議を重ねながら休日の部活動の地域移行の早期実現を目指していきたいと考えております。

最後に、2月10日から3月3日まで行われました令和5年第1回大崎市議会定例会については、予算特別委員会では、新年度予算を審議いただき、教育委員会としての方針や対応について、丁寧にご説明申し上げ、承認をいただいたところでございます。

本日の委員会では、各関係規則等の改正、大崎市スポーツ推進委員の委嘱及び人事案件に関する議案などを提出いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で教育長報告を終わります。

教育長

ただいまの教育長報告について、何かご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、教育長報告につきましては、以上とさせていただきます。

教育長

次に、日程第1 議案第9号 「大崎市教育委員会個人情報保護に関する法律施行規則」を議題といたします。

教育総務課長 説明願います。

教育総務課長

議案第9号 「大崎市教育委員会個人情報保護に関する法律施行規則」についてでございます。資料につきましては1ページをお開き願いたいと思います。

本件につきましては、個人情報保護に関する法律が改正され、これまで地方自治体ごとに条例を制定し、個人情報を取り扱ってきたところでございますが、全国で統一した基準に基づき取り扱うことになり、根拠法令が条例ではなく法律を根拠として取り扱うことになったため、教育委員会の規則を全部改正するものとなります。内容といたしましては記載の通りとなります。

	<p>市長が取り扱う個人情報の例によるというものになるものでございます。</p> <p>ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p> <p>教育長</p> <p>堀委員</p>	<p>続きまして、日程第2 議案第10号 「大崎市学校給食センター条例施行規則及び大崎市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。</p> <p>教育総務課長 説明願います。</p> <p>議案第10号 「大崎市学校給食センター条例施行規則及び大崎市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。資料につきましては2ページから9ページとなります。</p> <p>本件につきましては、3つの事項に係る一部改正となります。1つ目といたしまして、学校給食の食材値上がりに伴う学校給食費の1食単価の見直しについて。続いて、田尻子育て支援総合施設すまいる園について、学校給食センターからの給食提供を終了し、すべて同園において提供すること。続いて3つ目が大崎市古川西小中学校の設置に伴い、同校への給食提供を開始することについて。以上が主な概要となっております。</p> <p>一部改正の内容でございますが、学校給食センター条例の施行規則では、別表に規定する学校給食の対象から、田尻子育て支援総合施設すまいる園を削ること。続いて学校給食費に関する条例施行規則では、1食単価の引き上げに伴い第6条第1項第3号及び別表中の額を改めること。田尻子育て支援総合施設すまいる園の保育所部門4・5歳児に係る規定を削ること。別表に、新たに表を設け古川西小中学校(義務教育学校)の給食について規定すること。園児児童及び生徒に対して実施する学校給食は、令和5年度に限り据え置き措置を講じるものを追加するもの。その他文言の所要の改正となるものでございます。</p> <p>資料については2ページから9ページと関連のところを提示させていただきます。</p> <p>ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。</p> <p>田尻の子育て支援施設すまいる園なのですが、金額云々ではなく、今まで給食センターからだったものをどういった理由というか流れでそこで作るようになったのか、結構な園児の数になりますよね。200人近い。それが、そこで調理する場所がちゃんととれるのかどうか。その辺を聞かせてください。</p>

<p>教育総務課長</p> <p>教育長</p>	<p>こちらにつきましては、基本的にすまいる園の方で、幼稚園部門につきまして、人数が減ってきている状況でございまして、基本的に、これまでの法律で言いますと、保育所を含めてその施設内で作る場所を、特例で別立てのものを使って給食センターから持っていきけるような形にしていたのですが、そういった意味からも、今の人数に対して、残っているスペースを含めたところで同園内で提供できると判断しましたので、それを踏まえて、今回、給食センターからの提供をやめることとし、同園内の施設でやっていくということになっております。</p> <p>ほかに質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>続きまして、日程第3 議案第11号「大崎市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則」を議題といたしますが、本議案につきましては、日程第4、議案第12号、日程第5、議案第13号の議案と関連がございますので、これら議案を一括して議題といたします。</p> <p>教育総務課長 説明願います。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>議案第11号「大崎市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則」でございます。本件につきましては令和5年4月1日からの機構改編、同日に開校を予定している古川西小中学校の設置に伴い関係規則を整備するものであります。資料につきましては10ページから35ページということで、関連の規則というものが多岐にわたっているところでございます。</p> <p>一部改正の内容でございますが、機構改編につきましては、古川支局、各支所に係る規定を削ること。古川西小中学校設置の関係につきましましては、東大崎小学校、志田小学校、西古川小学校、高倉小学校及び古川西中学校に係る規定を削ること、古川西小中学校に係る規定を追加すること、義務教育学校に係る規定を追加すること。その他文言等の所要の改正を実施するものでございます。</p> <p>続きまして、議案第12号「教育機関の長に対する事務委任規程等の一部を改正する訓令」でございます。こちらにつきましては36ページから56ページと多岐にわたっているところでございます。こちら先ほど説明申し上げました通り、要因といたしまして、4月1日からの機構改編、古川西小中学校設置というところで、関係規則の整備をするという形になります。</p> <p>一部改正の内容でございますが、古川支局、各支所に係る規定を削ること。東大崎小学校、志田小学校、西古川小学校、高倉小学校及び古川西中学校に係る規定を削ること、古川西小中学校に係る規定を追加すること、義務教育学校に係る規定を追加すること、工事及び契約に関する専決区分等の整備を実施するほか、その他文言等の所要の改正を実施するものでございます。</p> <p>続きまして、議案第13号「大崎市教育委員会ハラスメントの防止等に関する要綱等の一部を改正する告示」でございます。こちらは57ページから59ページとなるものでございます。こちら先ほどの通り、要因といたしまして、4月1日からの機構改編、古川西小中学校設置に伴いまして、関係告示を改正するものでございます。</p>

<p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>内容でございますが、義務教育学校に係る規定を追加すること、学校の長に係る規定を整備、支局及び支所に係る規定を整備、義務教育学校前期課程の児童に対応する改正を実施するものでございます。 以上の説明となりますが、ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がなければ、議案第11号から同第13号までの各議案について、ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p> <p>学校教育課長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>次に、日程第6 議案第14号 「大崎市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。</p> <p>学校教育課長 説明願います。</p> <p>議案第14号 「大崎市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。議案資料につきましては、60ページ及び61ページをご覧ください。</p> <p>今回の改正につきましては、古川地域の鶴ヶ塚行政区につきまして、人口及び世帯数の増加によりまして、行政区を2つに分区することから、通学区域に関する規則の別表第1及び別表第2中の通学区域の鶴ヶ塚の表記を、鶴ヶ塚西、鶴ヶ塚東に改めるものでございます。</p> <p>以上議案14号提案説明といたします。ご審議のうえ承認賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p> <p>学校教育課長</p>	<p>続きまして、日程第7 議案第15号 「大崎市立学校等における災害共済給付の共済掛金に関する規則」を議題といたします。</p> <p>学校教育課長 説明願います。</p> <p>議案第15号 「大崎市立学校等における災害共済給付の共済掛金に関する規則」についてご説明いたします。議案資料につきましては、62ページ及び63ページをご覧ください。</p> <p>この規則は、教育委員会が、独立行政法人日本スポーツ振興センター法、平成14年の法律第162号第17条第4項の規定に基づき、学校等に在籍する園児児童及び生徒の保護者から徴収する共済掛金に関しまして、あらかじめその根拠となる額や免除の要件等を定めておくものでございます。</p>

<p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>以上、議案15号提案説明といたします。ご審議のうえ承認賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p> <p>生涯学習課長</p> <p>教育長</p> <p>青沼委員</p> <p>宮川部長</p> <p>教育長</p>	<p>次に、日程第8 議案第16号 「学校部活動地域移行推進室設置規程」を議題といたします。</p> <p>生涯学習課長 説明願います。</p> <p>議案第16号 「学校部活動地域移行推進室設置規程」についてご説明させていただきますいたします。ページは64ページになります。</p> <p>先ほどの教育長報告にありました通り、4月1日から生涯学習課内に学校部活動地域移行推進室を設置いたしますのでその設置規程を定めるものでございます。内容については記載の通りとなっております。主に事務分掌についてといった内容となっております。</p> <p>ご審議のうえ承認賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。</p> <p>生涯学習課内に設置ということではありますが、学校部活動ということで、学校教育の中における課程であったわけですから、学校教育課などの意見を取り入れないといけないと思うし、会議の時はぜひそこに入ってもらって進めないと、独立独歩では進められないかなと思うのですね。その辺の配慮をお願いしたいと思います。以上です。</p> <p>学校部活動の地域移行を進めるにあたっては、生涯学習課だけでは進めることは難しいと考えておりますので、今後も学校教育課であったり市長部局のまちづくり推進課とも連携をしながら、今後、部活動の地域移行を進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。 それでは、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p> <p>文化財課長</p>	<p>次に、日程第9 議案第17号 「大崎市文化財保護補助金交付要綱の一部を改正する告示」を議題といたします。</p> <p>文化財課長 説明願います。</p> <p>議案第17号 「大崎市文化財保護補助金交付要綱の一部を改正する告示」についてご説明申し上げます。資料については65ページとなります。</p>

	<p>本要綱につきましては市内にある無形文化財，無形民俗文化財の保護と活用を図るために交付する補助金の根拠となる要綱でございますが，要綱の題名からいたしますと，無形文化財のみを対象としていることが判別できないことから，題名を変更し，対象事業と補助金の額を明確にしたほか，様式につきましては，事業計画書と収支予算書，事業報告書と収支決算書を一つの様式にするなど，所要の改正をしたものでございます。</p> <p>なお，有形文化財の修理や天然記念物である樹木の樹勢回復などに関する補助金につきましては，その事業に対して必要な事項等を教育委員会が事業者へ指示したり，必要な場合は指揮監督するなど，行政処分としての性格を有することから条例によって規定しておりまして，一方，神楽や謡曲など無名民俗文化財などの活用，活動に対しましては，行政処分の性格を有さないということから要綱に基づき補助金を交付することとしてございます。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のうえ，承認いただきますようお願いいたします。</p> <p>教育長 ただいまの説明に対し，何かお聞きしたいことがあればお出し願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>教育長 質疑がなければ，本案についてご異議なしと認め，原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p> <p>地域交流センター長</p> <p>教育長</p>	<p>次に，日程第10 議案第18号 「大崎市社会教育バスの利用に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。</p> <p>地域交流センター長 説明願います。</p> <p>ご説明申し上げます。議案資料は80ページになります。「大崎市社会教育バスの利用に関する規則の一部を改正する規則」でございます。</p> <p>現在社会教育バスにつきましては，市所有のバス2台ならびに貸切バス事業者所有の車両2台を借り上げてまして4台で運行しているところでございます。本年，複数年の運行管理委託契約が終了するというところで，これまでの運行実績等，内容を精査したところ，バス2台で事業目的が達成できると判断したことから，市所有バス2台に減車して，本規則の所要の改正を行うということでございます。</p> <p>内容につきましては，新旧対応表の方でございますが，現行では第1号の方に33人乗り2台，2号の方には25人乗り1台，略となっておりますが，第3号には22人乗り1台ということで，現在4台ということになってございます。これが今回市所有のバスのみ残すということで，改正案のほうでは33人乗りが1台，2号でありました25人乗りの1台が削除になります。もう1台の，略となっております22人乗りの1台とで，2台ということで，令和5年4月1日から施行を予定したいという風に考えております。</p> <p>ご審議のうえ，承認賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>教育長 ただいまの説明に対し，何かお聞きしたいことがあればお出し願います。</p>

若見委員	<p>社会教育バスの件なのですけれども、私は先ほどの会議でもありましたが、人を移動するという点で、こちらのバスをいつも活用させていただいております。コロナ禍でなかなか人を移動するということが今までなかったのですけれども、今後、人を移動させる手段では、こちらのバスの有効活用を今後とも推進していきたいとは思っているのですが、今後の利用状況により、次年度はもう少し考えていただくというか、そのような考えはございますかお聞かせください。</p>
地域交流センター長	<p>今ご指摘ありましたけれども、現在この社会教育バスの目的なのですが、社会教育の振興ということで、当初合併した時に各市町で持っていたバスを有効に使うということで8台ございました。それが年々目的を達成するために使っていたのですが、本来は公民館事業に使うということで運行していたのですが、毎日公民館の事業、移動研修をやってるわけではないので、空いているときは行政でも使いましょう、さらに行政で使ってもさらに空いている時は社会教育団体さん等の移動研修にも使いましょうということでこの間運営してきたということがございます。</p> <p>議会でもちょっと質疑がございましたけれども、基本的には公民館、社会教育事業等に関する部分については、優先的にこの2台で運行しますし、行政の部分も一定程度運行可能だということ、それから社教団体についてもある程度この2台で運行可能だという判断でございましたし、将来的な問題についても若干議論させていただいてるのですが、自家用バスの運行基準というものが、非常に今、道路運送法が変わってまいりまして、厳しくなっております。</p> <p>いわゆる事業目的、例えばですね市町村バスを持っていても、いろんな移動手段に使っていいということにはならないといえますか、そうなりますと白バス行為というようところで、観光バス事業者、貸切バス事業者等バス協会からの指摘を受けるということもあって、将来的には、公民館で使う、あるいは教育委員会で何か移動に使うという部分は、予算化をして貸切バス事業者のバスを借りて運行したいという風に考えております。</p> <p>ただこれまでも社教団体さんに使っていたという経過もございましたので、その部分については、例えば事業で使う場合のバスの借り上げの助成制度といったものを構築する必要があるのではないかとということも、市長の方からもご意見もいただいておりますので、5年度中にその辺りを整理してというような考えも持っているところであります。</p> <p>いずれにしても、団体の方でそういった研修に使う場合はご相談しながら、できるだけそういった活用をしていただけるようには努力はしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。いろいろな方向性もありますけれども、5年度中にはちょっと整理もさせていただきながら、そのような方向で進みたいということでもあります。</p> <p>質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。</p>
教育長	<p>次に、日程第11 議案第19号 「大崎市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。</p> <p>生涯学習課長 説明願います。</p>

<p>生涯学習課長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>議案第19号 「大崎市スポーツ推進委員の委嘱について」 ご説明申しあげます。81ページになります。</p> <p>こちらは新規で推薦のあった方、古川地域から遠藤恒雄様という方が推薦ありまして、新たにスポーツ委員に委嘱するものでございます。任期につきましては、本来2年任期で、令和4年から令和6年3月31日までなのですが、後ろを合わせるとということで、全員の在任期間と合わせまして1年間ということになっております。</p> <p>ご審議のうえ承認賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p> <p>文化財課長</p>	<p>次に、日程第12 議案第20号 「「金津流松山獅子躍（かなつりゅうまつやまししおどり）」の大崎市指定無形民俗文化財の指定について」を議題といたします。</p> <p>文化財課長 説明願います。</p> <p>議案第20号 「「金津流松山獅子躍」の大崎市指定無形民俗文化財の指定について」についてご説明申し上げます。資料は82ページと別冊の資料編では13ページにこれまでの経緯や14ページには写真等も掲載しておりますので、こちらの方もご覧いただければと思います。</p> <p>文化財の名称でございますが「金津流松山獅子躍」、文化財の分類といたしましては無形民俗文化財でございます。</p> <p>内容といたしまして、獅子の頭部を模した獅子頭とそこから垂らした布で上半身を隠しササラを背負った踊り手が、獅子の動きを表現するように上体を大きく前後に揺らし、歌を歌いながら太鼓を叩き、激しく飛び跳ねて踊る「太鼓踊系」の鹿踊りとなっております。</p> <p>由来といたしましては、18世後半から19世紀初頭にかけて、仙台藩の砲術家が創始したと考えられ、1801年には松山次橋地区から現在の奥州市江刺区の金津流石関獅子踊組伝授され、平成6年に松山で獅子踊を復活させた際には、逆に石関獅子踊組から継承しており、松山次橋からの直系の伝承となるもので、歴史と伝統のある獅子踊ということになります。</p> <p>復活してから約30年近くになりますが、松山地域での継承の手段としまして、平成14年度から現在まで松山小学校の4年生から6年生の総合学習で取り組まれており、継承の仕組みが出来上がっていることから、今回大崎市指定無形民俗文化財への指定についてお諮りをするものでございます。</p> <p>説明は以上となります。</p> <p>ご審議のうえ承認賜りますようお願い申し上げます。</p>

教育長	ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。 (質疑なし)
教育長	質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
教育長	次に、日程第13 議案第21号「人事案件について」を議題といたします。
青沼委員	発議。
教育長	発議がございましたので、認めます。 青沼委員。
青沼委員	人事案件でありますので、教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、議案第21号を秘密会とすることのお取り計らいをお願いいたします。
教育長	お諮りいたします。 議案第21号を、秘密会とすることにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
教育長	ご異議なしと認め、議案第21号を秘密会といたします。 教育部長，教育部参事，教育総務課長を除き、そのほかの方々のご退室願います。 暫時休憩します。 (退出者入場後，再開)
教育長	それでは、再開いたします。
教育長	報告事項に入ります。
教育長	はじめに、(1)「第3回いじめに関するアンケート調査について」の報告をお願いします。 学校教育課副参事 報告願います。
副参事	資料1，カラー刷りのものが資料2となっております。資料2につきましては、中のページの6ページのものをカラー刷りしたもので、見やすく印刷したものでございまして、中身は同じでございます。見易い方をご覧いただきたいと思います。いじめアンケート調査の結果についてご報告申し上げます。 1月10日から各学校で行いました、第3回いじめに関するアンケートの結果についてのご報告でございます。 まず6ページから8ページにわたりご説明いたしますのでお聞き頂きたいと思っております。

前回10月に実施いたしましたしてそちらと比較したところ、今回、小学校6年生、中学校1・2年生とも、いじめの発生件数は減少傾向にあるということがわかりました。

これまでコロナ感染拡大を予防しながら、教育を守る活動と命や健康を守る活動の両立を図ってまいりました。

その中でいじめの早期発見に努めるとともに、各校が誹謗中傷等のいじめにつながるものがないよう、指導を継続的に行ってきた結果が現れたものと考えております。

減少傾向とはあるのですが、1回のアンケート結果ではございますので、この結果を基にさらなる情報共有を図りながら、今後も早期発見に努めるとともに、早期に対応いたしましたして、保護者の理解協力をいただきながら、いじめあるいはトラブルの解消につなげたいと考えております。

下段の部分、4番 相談相手のところでございますが、相談相手について家族を選んだ児童生徒の割合は、10月と比較いたしましたして、小学校6年生、中学校2年生で増加、中学校1年生は減少となっております。友達を選択した児童生徒につきましては、小6、中1で増加、中学2年生で減少となっております。

全体の傾向といたしましては、相談しないと答えた児童生徒の割合は減っており、先生あるいは養護教諭を選択した児童生徒の相談が増えています。

また、スクールカウンセラーへの相談の増減もありますが、この学年も概ね5パーセント程度いるということが分かっております。

学校生活での先生と絆を深めることによりまして、信頼を高めてくるとともに、家族との時間が改めて大事にされたことが数値に現れたものと推察いたしております。

今後、教員あるいは養護教諭が児童生徒としっかりと関わることに努めまして、よき相談相手となるよう児童生徒に寄り添うとともに、生徒同士の自浄作用に向かうよう対応を進めてまいりたいと思っております。

続きまして9ページをお開きください。いじめの対応についてです。

こちらについては、どの学年においても悪口・冷やかしがこれまでと同様1番多くなっております。

何気ない子供たちの言葉がいじめにつながっているということが伺えます。

また、SNS上でのいじめは小学校では2件、中学校1年生2年生ではございませんでした。

昨年度からの1人1台のタブレット端末の配布もありましたことから、学校におきまして情報リテラシーの指導の充実をさらに図ってまいりたいと考えております。

いじめ等の相談相手についてですが、表の通り詳細を示したのも
ございます。

全体的には数は少なくなっておりますが、特定の人に相談する傾向
が見られております。

10ページでございます。その他として、誰にも相談しないとい
う風に答えた割合は、先ほど申し上げましたように6年生は若干の増
加となっておりますが、中学校1・2年生では減少傾向となっており
ます。小学校では、上の部分なのですが、担任の先生以外という部
分が、中学校1年生では、塾や習い事の先生と相談相手をその他と
して選んだ児童生徒もいました。

今後各校において、1人で悩まず誰かに相談することで解決につ
ながったり、あるいは悩みを打ち明けることで気持ちが整理するこ
とができたり、そういうことを継続して指導していく必要があると考
えております。

下段の部分、相談しない主な理由の一覧ご覧ください。
迷惑をかけたくない、心配をかけたくないと回答する児童生徒が多
く、次いで、勇気がない、怖い、不安、言いにくい、言いたくな
い、自分で解決したいと回答する児童生徒と続いております。教員保
護者友達で、そのケースやその子供たちの気持ちに応じた支援が求め
られてると考えております。

また、中には、信用していない、相談したいと思わないと回答する
児童生徒がいることも大変心配です。

このような児童生徒への、日頃からの教員や家族との関わりを十分
に大事にしていかなければならないと考えております。

続きまして11ページをご覧ください。

もし、あなたがいじめをしたらどんな気持ちになるかという質問に
なります。

小中学校ともに、後でいやな気持ちになると答えた児童生徒が多く
おります。これまでの各校での道徳あるいは学級活動などにおける人
権教育に関わる取り組みが児童生徒の心の変化に現れているものと考
えております。

その他の内容といたしましては、少数ではありますが、実行してい
る時は楽しいけれど、あるいは、笑ってしまう、と回答する児童の心
情も見逃すことはできません。いじめは決して容認されるべきもので
はないということについて、あらゆる場面で指導していかなければな
らなると感じております。

続きまして12ページをご覧ください。

いじめを無くすためにあなたがしたいことは何ですか。という質問
に対して積極的な声が寄せられました。

1番多いところでは、やはり仲良くする、また、悪口を言わない、声
をかけるなどが各学年で多く、その声をかけることの大切さも感じて
る児童生徒が多いということがわかりました。

その他の記載の中には、ポスターを作って呼びかける、相手の気持ち
を考えて行動する、勇気を持って立ち向かうのを手伝う、使う言葉
に気をつけるなど、いじめを無くすための方策を真剣に考えている様
子が思い浮かびます。

中には、巻き込まれないようにする、嫌な人と関わらないなど、距離
を置こうとする児童生徒もいます。

今後も児童生徒1人1人が自己有用感を持ち、他とのより良い関わり
を築きながらいじめの早期発見に努めるよう、各校の指導を伝えたい
と思います。

13ページには今回新たに、学校生活が楽しいですか という項目で質問をしました。

おおむね、学校生活が楽しい、大体楽しいと答える児童生徒が多いのですが、やはり中にはあまり楽しくない、楽しくないと答える児童生徒もおります。子供たちの居場所をしっかりと確保しながら、魅力ある学校作りを推進するよう、今後も指導してまいりたいと考えております。

14ページをお開きください。14ページからは小学校、後半には中学校のいじめ防止の取り組みをまとめております。

例えば小学校では、児童が自発的にいじめを防止する実行委員を立ち上げ動画作成や子供相談所を開設したり、早期発見のために月1回の学校生活アンケートあるいは定期的な個別面談、「あのね相談ポスト」などの設置などの実施が挙げられております。

18ページからは中学校になります。相談フォームの活用や、2者面談の活用、チャンス相談など生徒の把握に努めております。現場での先生方の熱心な取り組みとその努力が見受けられます。引き続き、いじめ見逃しのない学校づくりに力を注いでいくよう指導してまいります。

いじめに関するアンケート調査についてのご報告は以上となります。

教育長

ただいまの件につきまして、ご質問はありませんか。

参事

今回、3回目のアンケートの結果ということで、概略についてということで、今、話があったわけなんですけれども、今後ということのことを考えていった時に、今、国の方ではいじめの重大事態、これを市単位ではなくて、国の方にもきちっと報告しながら、組織全体で対応していかなければいけないという大きな問題。それから警察との連携。そういったところも含めた対応がこれから求められていきますし、そういった組織を活かした体制作りっていうのが必要になってまいりますので、補足ということでここでお話をさせていただきます。

早坂委員

よろしいですか。基本的なところで。グラフの見かたなんですけれども、まず6ページですが単位がパーセンテージになっていて、縦軸が20%まで目盛があって、具体的に言うとこの令和4年の1月のSNSでいじめを受けているっていうのは1パーセントぐらい。全体的には0.2パーセント程度と0.1パーセントから0.2パーセントという数値になります。

パーセントになると、実際どれぐらいの数の子供がいるのか、というのがなかなか見づらくて、個数がちょっと見えなくて、そういった意味で、このグラフで見ると少なく見えるんですけど、もしかしたら結構いるのかなというところが気になったんですね。なので次回からでいいと思うのですけれど、人数も記載、もしくは母数も記載して、大体どれぐらいの子供がいじめを受けているのかといういうのも、ぱっとわかるようになっていけるとすごくわかりやすいなっていう風に思います。

青沼委員

実は私も気づいていて、パーセンテージだと見えない。そしていじめとかどうこうというのは、個を大事にしていくという考えから言っても、個数が見えないとまずいのではないかなという風に思ったので、切り替えた方がいいかなというのは提案しようと思ってました。

副参事	<p>確かにグラフですね、平成22年度からこのような形をとっておりましたが、合わせて全体的な傾向はこのように見えるんですけども、やはり個数をこちらで提示できるように作成したいと思います。</p>
若見委員	<p>スクールカウンセラーの活用法なんですけど、学校によって相談はどちらからという形になると思うんですけども、子供からなのか、親からなのか、相談がなければスクールカウンセラーと面談はできないとか、色々学校によって相談するシステムがちょっと違うのかなという風に私は感じているのですが、どのような状況か教えていただいてもよろしいですか。</p>
副参事	<p>過去の状況にもよって、取り組み方の工夫はされております。学校の方から、教員から促して、スクールカウンセラーさんに繋いだりとか、あるいは保護者からの要望もあって、保護者がスクールカウンセラーさんと面談をしたいと言って、保護者からも行ったりということもありますし、子供と一緒にという風な形もございます。</p> <p>その辺りは、その状況、ケースによって、様々に異なりますので、1番は、おっしゃるように、相談しやすさがどの程度あるかということとありますので、学校からは、何曜日に何時から何時までスクールカウンセラーさんが来ますよというものは周知しているところではございますので、その辺りを踏まえて、活用を図ってまいりたいという風に考えております。</p>
若見委員	<p>あともう1点なんです。スクールカウンセラーとの関わりを持っていていう子供さんとも、ちょっとお話する機会があつての話なんですけれども、やはり何も解決してくれなかったからもう会うのはやめた、などという声も正直聞こえてきたりしていて、その後やっぱり不登校になってしまったというような、実際にあるようなお話を聞く機会が結構あるんですね。そういう時というのは学校でどんな指導になっているのか。</p>
副参事	<p>スクールカウンセラーさんの相談については、学校とも共有をするようになっております。</p> <p>こちらはもちろん、スクールカウンセラーさんの中でとどめておいてほしいという中身についても、そのケースによってしっかりと管理職に伝える場合もございますし、担任との共有というところもでございます。</p> <p>ただ実際のところ、スクールカウンセラーさんと今若見委員がおっしゃったように、全てを解決する場ではないので、あくまで相談を受け付けると。そして、お話を聞いたり、助言をすることもありますし、あと、各方へしっかりとそういった中身を伝えてよいかという了解のもとに伝えたりということもございますので、そういった情報共有はできているんですけども、ただ、スクールカウンセラーさんだけで解決するというのは、なかなか難しい状況があるのかなという風には感じております。</p>

ですので、今のケースの場合で言いますと、スクールカウンセラーさんとの関係性がうまく取れなくて、そこに流れてしまったという状況というのは、やはりその情報共有とともに学校としてのアプローチが、じゃあ、次の1点はどういう風になっていくか、というところの見通しがどのようになっていたかというところは、定かではないのかな、その辺りがどうだったのかなというところは感じるところでございます。

若見委員

ありがとうございます。

あともう1つ。いじめを受けた時誰に相談しますか で、ネット上の友達（Lineを含む）というところがあって、実際本当にこの数は全然、2倍ぐらいの方が多分されてるんだろうな、なんて私は感じるところもあるんですね。

で、なおかつ病院の医師というのが、小学校6年生1、中学校1というこれぐらいの数に収まっているというのが、本当にこれは現状把握してるのだろうかという風にちょっと疑問を感じるころもあって、もうちょっと深掘りできるような機会があれば、深掘りしていただけたら嬉しいなという風に、少しこの資料を見て思いました。

副参事

確かに、おっしゃるように、このアンケートは本当に、あくまでその時の児童生徒の、その時の心の内を素直に書いている子もいれば、やっぱりこう留めようかな、やめようかなという風に、その気持ちの揺れ動きは確かにあるのではないかなと思います。

ですので、アンケートで全てが拾えるかというところ、そうではないというところでも重々承知しているところではございます。

こちらは、全体的にやはり市として児童生徒の状況を把握するためのものでもございましたので、あくまでこれはきっかけとして、学校でしっかりと児童生徒への心のケア、あるいは相談体制をしっかりと十分にとっていくということは、日々努力しなければならないという風を感じております。

青沼委員

各校の手立てというか、これはもちろん校長会にもあれしてるところなので、校長さん方には、自分のところの実態にあった形で手立てを考えてるはずなんだけど、ぜひあの真似っこしてもいいから、やっぱり自分のところもいいなと思ったのを取り入れるっていう感はありました。スクールカウンセラーさんって、SSWも含めてあるんでしょうけれども、さっき若見さんの言った通りで、その他のケアハウスも全て解決できないパターンもあります。割と多いかもしれないということは、親御さんのご理解がなかなか得られないっていうのが、じゃあ親が悪いのかって言いませんけれども、その姿勢にということもあって、だから別な相談の窓口にくられて相談していくということは大事なんですよね。逆に、だから、そういうことをしっかり公でできる範囲というものもあるはずなので、その方がお願いしたいなという風に思いました。

教育長

ほかになければ、本案については了といたします。

頂いた意見をもとにして、なおよりよいデータと、それからいじめ撲滅に向けて、努力をしてまいります。

教育長 続きますして、(2)「標準学力調査の結果について」の報告をお願いします。

学校教育課副参事 報告願います。

副参事 それでは資料3をご覧ください。表紙にあります通り、2学期、これは2回目の実施となります。前回、1回目の4月に行ったものから、各校で指導を重ねて、今回というところになっております。実施日、実施対象、実施人数等をご覧いただきたいと思います。

1ページお開きいただきまして、本市の状況をお伝えいたします。大まかな考察についてや結果については、下の欄のところに記載しておりますので、そちらをお読みいただければと思います。概ねですね、正答率が下回っているという結果が出ております。小1については全国値とほぼ等々というところがえ、結果として出ているところでした。

こちらが正答率、達成率の状況でございます。

続きますしてお開きいただいた2ページ目ですが、番号を振っておりませんが、2番関係別平均正答率。こちらもご覧いただきたいと思います。やはり小1が結果としては全国値と同等であるんですが、やはり小2小4のところの下回っているところが大きいというところですね。右側、次の隣ですが、中学校につきましては、中1については目標値との大きな乖離はなかったのですが、中2で、全ての項目においての下回りが大きかったというところでした。

以下、次のページからも領域別・解答形式別平均正答率そして次のページが内容別平均正答率が出ております。こちらざっとご覧いただきまして、5番正答率度数分布状況、そして上位群の割合等ありまして、最後に7番経年経過というところまでしております。多少なんですが、良いところを見つけますと、小学校5年生が比較的上昇傾向にあるというところがあります。

その辺りは、いい経過かなという風に見ておるところでございます。また、中2においても、昨年度と比較すれば上昇という風に見られております。

今後の対応につきましては1番最後のページになります。

今後の対応といたしましては、今年度、昨年度と引き続き学力向上マネージメント支援事業を受けております。令和5年度が大きな節目となっておるところでございます。マネージメント大崎方式というもので、4つの観点がございます。

「カリキュラム・マネージメント」「授業改善」「集団作り」「小・中連携」こちらはですね、4つの柱を軸といたしまして、学力補助推進計画をしっかりと立案してまいりたいという風に思っております。また大崎スタンダード「みのり」というものを作っておりますが、先生方の授業作りへの指針となるよう、今、改善を図っているところでございます。

また、家庭学習との連携が必要な部分が大変多くございまして。特に家庭学習に活用できる課題の工夫をしっかりと図ってまいりたいという風に思います。

なお、算数・数学につきましては、課題となっている領域等、こちらでもしっかりと確認しておりますので、各校重点化した指導をつまづき解消期間という、1月2月3月にかけて取り組んできたことを活かして、4月の全国学力学習状況調査、また標準学力調査に向かっていかせたいという風に思っております。

私からの説明は以上とさせていただきます。

教育長

ただいまの件につきまして、ご質問はありませんか。

青沼委員

1つだけお願いが。「みのり」は数年前に出したけれど、出しただけではダメだし、これ実際に質問してもいいんでしょうけど。どれだけ実践化されてるかは、毎年校長さんたち変わるとまたわかんない。校長以外も含めて、これ毎年やっぱり確認する必要もありそう。そうでないと継続されていくという要素が強そうだなという風に今思っ、あれをある程度守れば、ある程度の成果ももちろんありますから、期待出来て、作った田中参事がいたような気がしますけれどね、よろしくお願ひしたいなと思ひました。

副参事

今年度もですが、来年度は学力向上マネージメント・アドバイザーの先生がいらっしゃるんですが、そのマネージメント、アドバイザーの先生と、市教委の担当者、あるいは私ともって、各校全校に訪問させていただき計画を立てております。

状況確認ももちろんですが、学力向上の年間計画もどのようにこう立案してるか、これは進捗状況も確認しながら、各校での取り組みをしっかりと進めてまいりたいという風に考えておりますので、今後とも色々教えていただきたいと思ひます。お願ひいたします。

堀委員

各学校訪問した上で、その学校の現状があると思ひますね。その場合、取り組んで行ってもらおうという表現だけではなくて、各学校どのくらいのポイントまで上げてほしいというような、この辺のポイントまで行きましよう。みたいなそういったような提言というのはされるわけですか。学校の現状を把握した上で。

副参事

具体的な数値については、各校にどのように設定するかについても含めて委ねておるところでございます。ただ、大事なものは、数値も大事ですし、1番は、しっかりとした指導力を先生方につけてもらいたい。指導力向上、授業改善を図ることによって、児童生徒への学力が高まっていく。やはりそこが継続的な持続可能な形での実践なのかなという風に思っております。

ですので、ポイントっていうところはもちろん、各校では把握されているので、その辺りのところまでというところは、子供たちも毎年変わりますので、比較というのは、なかなか難しい状況ではあるのですが、ある程度の目的の中などはそれぞれに決めていただければという風に思っております。

堀委員

今のことはわかりませんが、自分の子育てする時代なんかだと、いろんなお母さん方が、あの先生が担当になればこの教科は必ず力がつくよとか、こういうやり方をしてこの先生だったらこの教科はっていう、教育委員会で把握してないような、そういう小さい学校単位のそういう話もあるので、先生方の指導の仕方次第でこのポイントが上がるとか上がらないっていうのは、これはちょっと先生方すごくきついと思うんです。

やっぱり、どこまでこれを上げたいのか、いつも全国平均をした場合、いつもこれだけ差があるみたいなのを見せられるのであればね。スタンダードにいるよりも、今後また一層活用していくように努力するっていうか、もっとできた1年何年なるのか、やっぱりある程度ちょっとこうキリっとした方がいいのかなっていう風に、退職されるくらいのベテランの先生は、昔は自分の担当する子供たちの点数と、そうじゃない子の点数を校長、教頭先生からこうだと言われて、今の時代はそういう意味では、すごく先生たちは楽なんだけれども、やっぱりそういった時代もあったっていうことをおっしゃるので、少しこの辺は、もう少し、もう1歩踏み込んだテコ入れっていうか、あの目標値っていうのを定められたらどうかなっていう風には思います。

副参事

やはりですね、今日教育長の話もありましたけど、初任者層が確かに増えているというところもありますし、そういった研修をしっかりと深めながら、教員同士の学び合いも子供同士の学び合いもありますけれども、教員同士の学び合いもしっかりと深めながら指導力向上を図りたいかなければならないなという風に思っております。

そういった危機感もしっかりと市教委はもちろん持っておりますし、各校の校長先生方もあのお持ちでになってると思いますので、そういったところを各学校の状況に合わせた、工夫された取り組みが推進されれば良いな、という風に思っております。

青沼委員

こういう風に聞いたのはおそらく、各学校がそれぞれ工夫してっていうのではなく、ある程度教育委員会として、校長会とももちろん話ないながらも、1つの方針を出して取り組むっていう要素がないとキリっとっていう言葉がでたけど、やっぱりそういうことなのかもしれないなという。私はね。現職にいた時にそれで悩んでたから、私はっきり言うけども、やっぱりそれなりに方針を強くきちっと出してほしいということと、あとはやっぱりあの「みのり」は1つの第1歩だったんだけど、第2として何かあるかっていう。

片方でこの学力問題については、いつも私これでまた言うけども、家庭教育の問題が確実に出てます。例えば、この間からスマホの問題で、サミットでも情報との関係で小学校でもやってたけど、あれをPTAが立ち上がって、教育委員会も一緒になって、うちへ帰ったらスマホは全部取り上げる。そのぐらいの極論でやっただけで、おそらく3手4手は変わります。

ただ、そういう取り組みに来ない人はいいよ、しゃねっていうぐらい冷たい感じで言って、そういう言い方は教育委員会にはできない、でもPTAだったらできるんだよ実は。PTAにアクション、今力がなくなってると言いながらも、PTAに色々巻き込んでやっていく必要がありますね。そうでないと、今ちゃんとしてる人だけでこうやってやってても、なかなか厳しいことがあるなと感じてます。これ、ずっとやってきて私も感じてるんで、おそらくなかなか難しいもので。さっき親を教育するって話で教育じゃない話したけど、そこが難しいと。

学習させない。で、そうすると困るっていうことを知らしめなきゃいけない。だからちょっと冷たいようだけどっていう、堀委員が言っている「きついけど」っていうのは、とても大事なところなのかと気づかせなきゃいけないっていう部分があって、それを意図的にこっちがこれをやりなさいって、いちいち命令してやるのではなくてという、みんなで作らなきゃいけないけど、そうではなく、とそう自ずとしなきゃなみたいな感じ。

秋田がおそらく、あの頃騒いだ時に成績が上がったのはそれみたいです。私も秋田に何度か学力向上のために行ったんですけども、親がちょっと違ってたっていうのははっきり感じましたね。取り組みがね。結構素直な人と思って、こうやってやりましょうよって言うと、みんなが一緒になってそうやろうよっていう方が。だから、まあ、ちょっとこっちは行政なんでなかなか難しいんだけど、でもそういうことを含めてやっぱりそれをしない時はなかなか解決しない。

やっぱりPTA入らないからいいよっていう、スマホ預けたらいいよ、見らいん成績悪くならって言わないよ。自ずくは、そして俺いいよ勉強なんかできねたって。論理になっていったら、その子供たちは別な意味で救わなきゃない。だと私は思ってます。すいません。

教育長

気づいたところをコツコツとね、やっていく。そして、ちょっと今までの状況と時代の変化というか、若手教員とか投資不足とか、そういうのもちょっと影響はあるんだろうなと思います。だから、そういうところからこっちはちゃんとしっかりと取り組んでいくということにもなるし、あと、具体的にも通知についてはマイナスなんだよお宅の学校はということで、校長にははっきりと言ってます。

あんまり公表しない、それから言わないということで、しばらく来てたんですよ。でも、自分の学校についてはわかってもいいし、いや、大崎の他の学校についても、やっぱり現実直視をして、であれば子供たちを見て何ができるのかということもありますよね。正直言うと、全国学テを毎年やるのも大変なことだなんていう気もしてますよ。ええ。それは国にも私たち教育長部会を通してやってるんですけどねえ、やっぱり大変ですね。

それから問題を解いてみて気づかれると思うんですけど、基礎基本ではなくて、実は探求力とか、解決能力のテストになってますから。読めないダメなんだね。そうすると読まないとできないのではなくて、やらないになってんだね、最後までもうやらないね。そういうところから学力が低下してるって言われても、ちょっと趣旨は違うんだらうなと思います。国はこんな分厚い、対策本みたくしてくるんですけど、おそらくそれ国のやつ読まないですね。

ということで、歯車の空回りもあるんだろうな。もうほとんど全国よりマイナスな私たちでも、例えば国語の点数はこのぐらいの範囲に全国が入るようなテストですから、ちょっと算数・数学が低いんですけど、この範囲にみんな入るのですから、始まった時は、バーンとばらついてるんですよ。だから、全国と比較して何ポイント低いっていうのは、言わば誤差範囲のレベルにまで今来ているっていう事実もしっかりと捉えた方がいいと思いますね。低いのでなくて、このぐらいに日本の教育はなっているのだからっていうそこまではきてるんですね。

ですから、あとは根気強く読む子供をどう育てるかとか、それから学びに向かって、うちでも勉強したくなるようにするにはどうしたらいいかという観点から対策を考える必要があるんだなと思っております。

なんとか今度は、全国平均に追いつくように。やっぱり悔しいですから、思いますものねえ。1番になる気はありませんけどね、目標は全国平均を超えたいと、そうは思います。そして、またこれを励みにして大崎の魅力の1つにもなっていければいいのかなど。

先生たちもこの大崎で育ってくれれば良いなとは思っています。

また、4月の校長会を過ぎしながら、少し意識の統一と、それから先生方の頑張りに気をつけるような取り組みをしていきたいと思ってました。よろしくをお願いします

よろしいですかね。報告ということで終わらせていただきたいと思います。

ほかになければ、本案については了といたします。

<p>教育長</p>	<p>本日の報告案件については以上となりますが、委員の皆さんから、ほかに何かございますか。</p> <p>(なしの声)</p>
<p>教育長</p>	<p>ないようですので、以上で本日の教育委員会定例会を終了いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、各課・館の報告に入ります。 教育部長→教育部参事→教育総務課長→学校教育課長→生涯学習課長 →文化財課長→地域交流センター長→図書館長→学校教育課副参事</p>

閉 会	<p>この会議録の作成者は次のとおりである。</p> <p>教育総務課 総務担当 主幹兼係長 高橋 香</p> <p>上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>_____ 教 育 長 _____</p> <p>_____ 署 名 委 員 _____</p>
-----	---